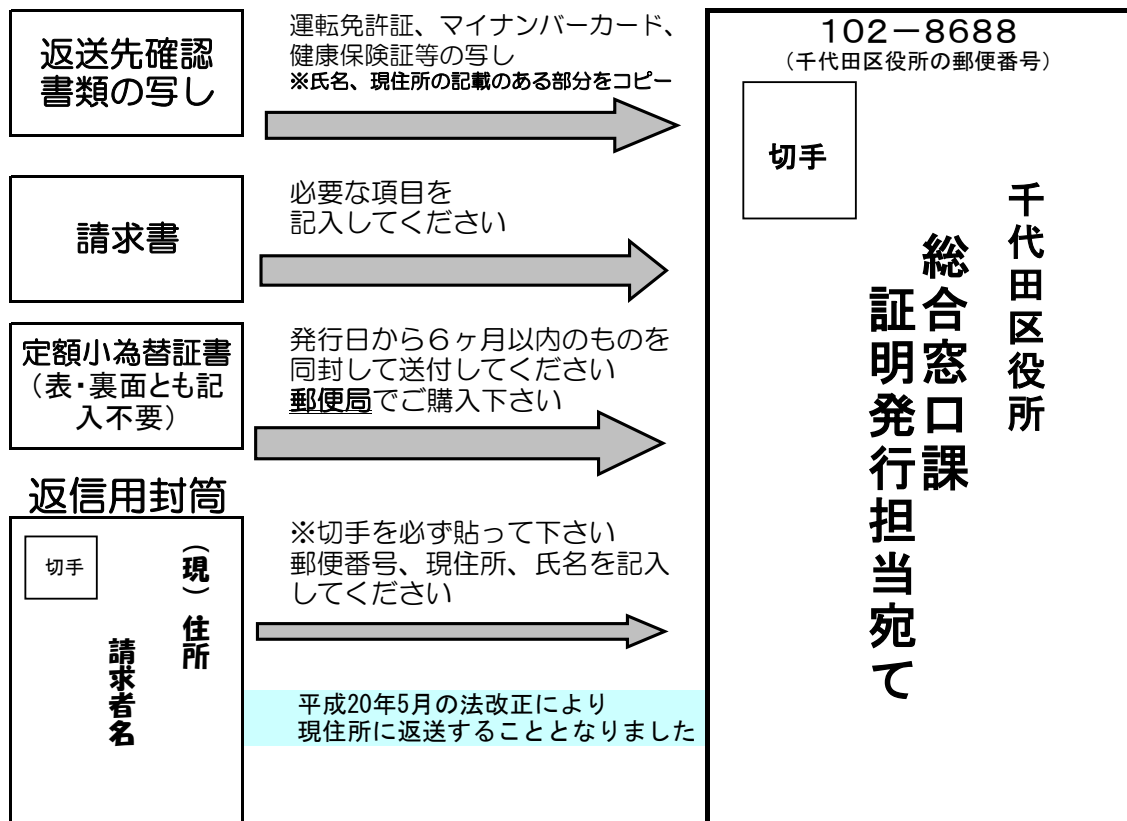


# 郵便での請求方法



## ◆ 配達の日数を含め、投函してから1週間程度かかります

お急ぎの時は、速達郵便をご利用ください

## ◆ 請求できる戸籍、附票、身分証明書

- ① 請求者本人が記載されている戸籍(除籍になっている場合も含みます)、附票
- ② 請求者からみて配偶者、子、孫、父母、祖父母が記載されている戸籍、附票  
※ただし、請求者本人との続柄が千代田区の戸籍で確認できない場合は、その続柄を確認できる戸籍謄本等を同封してください
- ③ 身分証明書は本人分のみが請求できます
- ④ 上記①～③で第三者に請求を依頼する場合は、委任者本人が署名した「委任状」が必要です

## ◆ 附票請求の注意点

戸籍附票をご請求の場合は「証明したい住所欄」に必要な期間及び住所を記入して請求してください 例:昭和60年から現在までの住所で〇〇県〇〇市から現在の住所

令和4年1月11日から戸籍附票の記載事項に「生年月日・性別」が追加されました  
また、原則として「本籍・筆頭者氏名」の記載が省略されます

## ◆ その他

- ① 手数料、郵送料金が不足の場合は、改めて不足額の送付をお願いします
- ② 到着した請求書の内容に不明な点がある場合は電話連絡させていただきます

## ◎ 請求及びお問い合わせ 千代田区役所総合窓口課証明書発行担当

電話 03-3264-2111 内線 2356~2358

メールアドレス sougoumadoguchi@city.chiyoda.lg.jp